

厚生労働省告示第三十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第一号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十八条第二項第一号（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成十四年厚生労働省令第八十三号）附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年二月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定施設支援（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）以下「法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

別表

知的障害者施設訓練等支援費額算定表

通則

- 1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1（注2及び注3を除く。）、第2の1（注2を除く。）、第3の1又は第4の1（注2及び注3を除く。）により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1（注2及び注3に限る。）、2、3及び4、第2の1（注2に限る。）、2、3及び4、第3の2及び3又は第4の1（注2及び注3に限る。）、2、3及び4により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。

算式

（第1の1（注2及び注3を除く。）、第2の1（注2を除く。）、第3の1又は第4の1（注2及び注3を除く。）により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1（注2及び注3に限る。）、第2の1（注2に限る。）又は第4の1（注2及び注3に限る。）により算定する額）

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数

×

当該月の日数

+ 第1の2、3及び4、第2の2、3及び4、第3の2及び3又は第4の2、3及び4により算定する額

2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 知的障害者更生施設支援

1 知的障害者更生施設支援費（1月につき）

イ 指定知的障害者入所更生施設の場合

(1) 入所による指定施設支援を行う場合

(-) 入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）が10人の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

区分A 227,000円

区分B 210,900円

区分C 194,800円

b 当該施設が主たる施設であるとき

区分A 467,200円

区分 B	451,000円
区分 C	434,900円
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき	
区分 A	219,300円
区分 B	211,200円
区分 C	203,200円
b 当該施設が主たる施設であるとき	
区分 A	338,600円
区分 B	330,600円
区分 C	322,500円
(三) 入所定員が30人以上40人以下の場合	
a 区分 A	323,700円
b 区分 B	296,100円
c 区分 C	256,200円
(四) 入所定員が41人以上60人以下の場合	

a	区分 A	315,300円
b	区分 B	288,400円
c	区分 C	237,700円
(五)	入所定員が61人以上90人以下の場合	
a	区分 A	291,300円
b	区分 B	264,900円
c	区分 C	228,400円
(六)	入所定員が91人以上の場合	
a	区分 A	267,800円
b	区分 B	239,100円
c	区分 C	208,400円
(2)	通所による指定施設支援を行う場合	
(-)	区分 A	137,900円
(二)	区分 B	129,800円
(三)	区分 C	121,700円
□	指定知的障害者通所更生施設の場合	

(1) (2)以外の場合

(-) 通所による入所者の定員（分場に係る入所者の定員を除く。以下同じ。）が20人の場合

a 区分A	214,600円
b 区分B	198,800円
c 区分C	174,900円

(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合

a 区分A	170,800円
b 区分B	160,300円
c 区分C	139,000円

(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	152,300円
b 区分B	146,000円
c 区分C	133,200円

(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合

a 区分A	130,900円
b 区分B	126,400円

c 区分C	117,200円
(2) 分場において行う場合	
(-) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円
(三) 区分C	121,700円

注1 指定知的障害者入所更生施設（指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設をいう。以下同じ。）又は指定知的障害者通所更生施設（指定施設支援基準第2条第1号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第6条第1項に規定する分場を設置する施設にあつては、当該分場を含む。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分（法第15条の11第3項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第18条第1項に規定する旧措置入所者をいい、法第15条の12第3項に規

定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。) であって別に厚生労働大臣が定める者(注2において「重度旧措置入所者」という。)に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の旧措置入所者に対し、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Cに該当するものとみなして所定額を算定し、旧措置入所者に対し、通所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

- 2 区分Aに該当する者又は重度旧措置入所者であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)又は精神障害(知的障害を除く。)のうち2以上の障害を有する者(以下「重複障害者」という。)である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。)に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定施設支援を

行った場合は、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ 区分A	150,200円
ロ 区分B	177,100円
ハ 区分C	227,800円

4 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定知的障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を

限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算()	116,200円
ロ 自活訓練加算()	146,700円

注1 指定知的障害者入所更生施設の管理者の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害者入所更生施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間（法第15条の12第3項第1号に規定する

期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にとっては、2回)を限度として加算する。

第2 知的障害者授産施設支援

1 知的障害者授産施設支援費(1月につき)

イ 指定特定知的障害者入所授産施設の場合

(1) 入所による指定施設支援を行う場合

(-) 入所定員が40人以下の場合

a 区分A	318,000円
b 区分B	301,200円
c 区分C	272,800円

(二) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	291,400円
b 区分B	277,900円
c 区分C	250,800円

(三) 入所定員が61人以上90人以下の場合

a 区分A	259,400円
-------	----------

b	区分 B	252,100円
c	区分 C	232,500円
(四)	入所定員が91人以上の場合	
a	区分 A	238,500円
b	区分 B	226,700円
c	区分 C	207,900円
(2)	通所による指定施設支援を行う場合	
(-)	区分 A	137,900円
(二)	区分 B	129,800円
(三)	区分 C	121,700円
□	指定特定知的障害者通所授産施設の場合	
(1)	(2)以外の場合	
(-)	通所による入所者の定員が20人の場合	
a	区分 A	223,100円
b	区分 B	207,000円
c	区分 C	190,900円

(二) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
a 区分A	176,600円
b 区分B	165,800円
c 区分C	155,100円
(三) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	155,700円
b 区分B	149,200円
c 区分C	142,800円
(四) 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
a 区分A	133,300円
b 区分B	128,700円
c 区分C	124,100円
(2) 分場において行う場合	
(一) 区分A	137,900円
(二) 区分B	129,800円
(三) 区分C	121,700円

注 1 指定特定知的障害者入所授産施設（指定施設支援基準第 2 条第 2 号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設をいう。以下同じ。）又は指定特定知的障害者通所授産施設（指定施設支援基準第 2 条第 2 号ロに規定する指定特定知的障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第 47 条第 1 項に規定する分場を含む。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定特定知的障害者授産施設の場合は、所定額の 1000 分の 965 に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分 B に該当するものとみなして所定額を算定する。

2 区分 A に該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1 月につき 31,900 円を所定額に加算する。

3 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の 100 分の 80 に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算

22,500 円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算

22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定特定知的障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算() 116,200円

ロ 自活訓練加算() 146,700円

注1 指定特定知的障害者入所授産施設の管理者の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定知的障害者入

所授産施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき6月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として加算する。

第3 知的障害者通勤寮支援

1 知的障害者通勤寮支援費（1月につき）

イ 区分A	107,600円
ロ 区分B	100,500円
ハ 区分C	93,300円

注1 指定知的障害者通勤寮（指定施設支援基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通勤寮をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害者通

勤寮の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定知的障害者通勤寮に置くべき従業員のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。

第4 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設における指定施設支援

1 心身障害者福祉協会福祉施設支援費（1月につき）

イ 区分A	258,400円
ロ 区分B	230,700円
ハ 区分C	201,100円

注1 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）に規定する福祉施設（以下「福祉施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、福祉施設旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成14年厚生労働省令第83号）附則第4条第1項に規定する福祉施設旧措置入所者をいう。注2において同じ。）に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 区分Aに該当する者又は福祉施設旧措置入所者であって、重複障害者である入所者に対して、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する者に対し、別に厚生労働

働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、指定施設支援を行った場合は、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ 区分A	150,200円
ロ 区分B	177,100円
ハ 区分C	227,800円

4 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、福祉施設の従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の知的障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場

合に、入所中 1 回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定額を加算する。

4 自活訓練加算（1月につき）

イ 自活訓練加算()	116,200円
ロ 自活訓練加算()	146,700円

注 1 心身障害者福祉協会の理事長の意見に基づき、6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注 2 及び注 3 において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者 1 人につき 6 月間を限度として所定額を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定額を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間中 1 回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者にあっては、2 回）を限度として加算する。